

## 大雪による通勤災害に対し年休申請を行ったが承認されずに「欠在」となった事象に対する「嚴重注意」の撤回を求める緊急申し入れ 申8号 本日提出！！

2024年2月27日、青森県八戸市内が例年の6倍以上の大雪により、八戸市の小中学校が臨時休校や短縮授業等になるほどの大雪が降りました。この大雪により停電や交通マヒが発生し、道路には渋滞が多く発生しました。

青森営業統括センターの当該組合員も朝5時頃起床し、出勤に向けて自家用車の除雪を行いました。その後除雪が追い付かず、勤務に間に合わないと感じ副長に年休を申請しましたが「代務がないので出勤するように」「タクシーでもいいから出勤するように」と遅れることを認識しての業務指示が出されました。そして遅れて出勤した当該組合員に対し「今回の事象は通勤障害にあたらなため欠在とする」ことが言われ、後日さらに「嚴重注意」の処分が下りました。

そもそも今回のような同種事象は2021年度盛地申第10号でも議論を行っていますが、対立で終了しており会社の取扱いには疑念があります。さらに「嚴重注意」という処分に対しても当該組合員に「どのような事象に対するの嚴重注意なのか」の説明がなく一方的に処分が下されています。そのような会社姿勢には「間に合わないと言って年休申請しても断られてなぜ処分なのか」「そもそも年休を取れない職場になってしまうのでは」等、組合員・社員からも怒りや不安の声が寄せられています。

「盛岡支社実行計画2024」でも「盛岡支社においても、安定的で適正な業務運営の確保や法令遵守と企業倫理に従った事業運営により、果敢にチャレンジできる体制づくりが求められています」と謳われています。その重要課題に当てはめれば、今回の事象は企業倫理に従った事業運営にはなり得ていないと認識しています。さらに、矢継ぎ早に来る施策により組合員・社員は異動が多く発生し通勤距離が延びている現実を見れば、今回のような同種事象は今後も発生する可能性もあり、年休を取得しようとしても取得できない時季変更権と懲戒権の乱用にはJR東労組として反対です。

組合員・社員の現実を理解し、やりがいを感じられ、さらに企業倫理に則り不当な処分を出さない会社であるために下記の通り緊急申し入れをしました！

### 1. 2024年2月27日に青森営業統括センターで発生した事象に関する支社の見解と

「欠在」による賃金カットへの考え方を明らかにすること。

### 2. 年休を申請したにも関わらず年休が取得できなかった理由を明らかにすること。

また、青森営業統括センターで発生した本事象での当該組合員に対しての嚴重注意処分を撤回すること。

## 時季変更権と懲戒権の乱用には反対！ 安心して働ける職場をつくり出そう！